

平成 26 年海事代理士口述試験問題及び模範解答

【船員法】

凡例：「法」とは、船員法をいう。
「則」とは、船員法施行規則をいう。

問 船員法に規定する「予備船員」の定義を答えよ。（法第 2 条第 2 項）

（模範解答）

- ・ 予備船員とは、船員法第一条第一項に規定する船舶（日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶）に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないものをいう。

問 船舶所有者は、雇入契約が成立したとき、雇入契約の内容を記載した書面を 2 通作成し、うち 1 通を船員に交付するが、他の 1 通はどこに備え置くか、また、当該書面の写しはどこに備え置くか、それぞれ答えよ。（法第 3 6 条、則第 1 6 条の 3）

（模範解答）

- ・ 作成した書面は、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に、当該書面の写しは、船内に備え置かなければならない。

問 期間の定のない雇入契約を書面で解除の申入をする場合、船舶所有者又は船員が定めなければならない最短の期間を答えよ。（法第 4 2 条）

（模範解答）

- ・ 2 4 時間

問 船員法第 4 8 条の規定により、船舶所有者が負担すべき船員の送還の費用には、送還中のどのような費用が含まれるか 2 つ答えよ。（法第 4 8 条）

（模範解答）

（下記のうちいずれか 2 つ）

- ・ 運送費
- ・ 宿泊費
- ・ 食費

問 年齢 1 8 年未満の船員が作業に従事することを禁止している夜間の具体的な時間帯を答えよ。（法第 8 6 条）

（模範解答）

- ・ 午後 8 時から翌日の午前 5 時

問 船員が職務外で負傷し、船舶所有者が療養に必要な費用を負担しなければならない場合、船舶所有者が負担しなければならない期間を答えよ。（法第 8 9 条）

（模範解答）

- ・ 三箇月の範囲内

問 就業規則を作成し、国土交通大臣に届け出なければならないのは、どのような船舶所有者か答えよ。（法第97条）

（模範解答）

- ・ 常時10人以上の船員を使用する船舶所有者

【船舶法】

凡例：「法」とは、船舶法をいう。
「則」とは、船舶法施行規則をいう。

問 船舶に標示すべき事項について「船名」「船籍港」以外全て述べよ。(法第7条)

(模範解答)

- ・ 番号 (船舶番号)
- ・ 総トン数
- ・ 喫水の尺度

問 船舶に標示する船名に使用できる文字の種類について、漢字、平仮名、片仮名以外を全て述べよ。(則第44条)

(模範解答)

- ・ アラビア数字
- ・ ローマ字
- ・ 国土交通大臣が指定する記号

問 船体に船名を標示しなければならない場所について全て述べよ。(則第44条)

(模範解答)

- ・ 船首両舷の外部
- ・ 船尾外部の見やすい場所

問 信号符字を点附する船舶について述べよ。(則第18条)

(模範解答)

- ・ 総トン数100トン以上の船舶
- ・ 総トン数100トン未満の船舶で船舶所有者から申請のあったもの

問 日本船舶が滅失したとき、沈没したとき、解撤されたとき以外に抹消登録を行わなければならない場合を全て述べよ。(法第14条)

(模範解答)

- ・ 日本の国籍を喪失したとき
- ・ 船舶法第20条に掲げる船舶となったとき
- ・ 船舶の存否が3ヶ月間不明となったとき

問 管海官庁の窓口において船舶原簿の閲覧を申請する場合の手数料の納付方法を述べよ。(則第51条)

(模範解答)

- ・ 申請書に、手数料額に相当する収入印紙を貼付し納付する

問 管海官庁の窓口において総トン数計算書の謄本の交付を申請する場合の手数料の納付方法を述べよ。(則第51条)

(模範解答)

- ・ 申請書に、手数料額に相当する収入印紙を貼付し納付する

問 船舶法による総トン数の測度や登録に関する規定が適用されない船舶について全て述べよ。(法第20条)

(模範解答)

- ・ 総トン数20トン未満の船舶
- ・ 端舟（推進機関及び帆装を有しない船舶）
- ・ 櫓櫂のみをもって運転する舟
- ・ 主として櫓櫂をもって運転する舟

問 船舶法上の船籍港の定め方について、原則を全て述べよ。(法第4条、則第3条)

(模範解答)

- ・ 日本国内であること
- ・ 市町村の名称によること（ただし東京都23区は東京都とすること）
- ・ 船舶が航行できる水面に接していること
- ・ 船舶所有者の住所に定めること

問 仮船舶国籍証書の有効期間の定め方について全て述べよ。(法第17条、第18条、則第38条)

(模範解答)

- ・ 外国において交付する場合は1年以内で、国内において交付する場合は6ヶ月以内で、船籍港に到着できる期間又は船舶国籍証書の交付を受けることができる期間を標準として管海官庁が定める期間。ただし、船舶が船籍港に到着したときは、有効期間満了前でも効力を失う。

問 船舶国籍証書を管海官庁に返還しなければならない場合を全て述べよ。(法第14条、則第35条、第36条)

(模範解答)

- ・ 船舶の登録を抹消した場合
- ・ 船舶国籍証書の書換により新証書の交付を受けた場合
- ・ 外国の港で碇泊中又は外国に航行する途中に船舶国籍証書の毀損又は記載事項の変更により、仮船舶国籍証書の交付を受けた場合

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶が譲渡された場合の手続（誰が、どこに、何をすべきか）を順に述べよ。(法第10条、第11条、則第31条、第35条、登令第4条)

(模範解答)

- ・ 新たな所有者（譲受人）は、船籍港を管轄する登記所に、所有権移転の登記を申請しなければならない。
- ・ 登記後、管海官庁に、変更登録を申請しなければならない。
- ・ 変更登録申請と同時に、船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
- ・ 書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の総トン数に変更があった場合の手続（誰が、どこに、何をすべきか）を順に述べよ。（法第9条、第10条、第11条、則第31条、第35条）

（模範解答）

- ・ 船舶所有者は、船舶港を管轄する管海官庁に、総トン数の改測を申請しなければならない。
- ・ 改測後、管海官庁に、変更登録を申請しなければならない。
- ・ 変更登録申請と同時に、船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
- ・ 書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の所有者の住所に変更があった場合の手続（誰が、どこに、何をすべきか）を順に述べよ。（法第10条、第11条、則第31条、第35条、登令第4条）

（模範解答）

- ・ 船舶所有者は、船舶港を管轄する登記所に、所有者住所の変更の登記を申請しなければならない。
- ・ 登記後、管海官庁に、変更登録を申請しなければならない。
- ・ 変更登録申請と同時に、船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
- ・ 書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。

問 日本船舶を取得してから船舶国籍証書の交付を受けるまでの所要の手続（誰が、どこに、何をすべきか）を順に述べよ。（法第4条、第5条、登令第4条）

（模範解答）

- ・ 船舶所有者は、日本国内に船舶港を定め、船舶港を管轄する管海官庁に、当該船舶の総トン数の測度を申請しなければならない。
- ・ 測度実施後、船舶港を管轄する登記所に、当該船舶の所有権の保存登記を申請しなければならない。
- ・ 登記後、管海官庁に、当該船舶の登録を申請しなければならない。

【船舶職員及び小型船舶操縦者法】

凡例：「法」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法をいう。

「則」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則をいう。

問 この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合は誰に適用されるか述べて下さい。(法第3条)

(模範解答)

- ・ 船舶管理人

問 この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶貸借の場合は誰に適用されるか述べて下さい。(法第3条)

(模範解答)

- ・ 船舶借入人

問 海技免状の失効再交付を申請する際に、海技免状再交付申請書の他に提出しなければならない書類を2つ述べて下さい。(則第9条の8第1項、第11条及び第143条第11項)

(模範解答)

- ・ 海技士身体検査証明書又は海技士身体検査合格証明書
- ・ 登録海技免状失効再交付講習の課程を修了したことを証明する書類
- ・ 海技免状用写真票
- ・ 手数料の納付書

問 操縦免許証の失効再交付を申請する際に、操縦免許証再交付申請書の他に提出しなければならない書類を2つ述べて下さい。(則第85条第1項及び第144条第6項において準用する第143条第11項)

(模範解答)

- ・ 海技士身体検査証明書、小型船舶操縦士身体検査証明書、小型船舶操縦士身体検査合格証明書又は海技士身体検査合格証明書(海技士(航海)の資格に係るものに限る。)
- ・ 登録操縦免許証失効再交付講習の課程を修了したことを証明する書類
- ・ 手数料の納付書

問 操縦免許の限定の種類を2つ述べて下さい。(法第23条の3第2項及び第23条の11において準用する第5条第6項)

(模範解答)

- ・ 技能限定
- ・ 設備等限定

問 海技免許の限定の種類を2つ述べて下さい。(法第5条第2項、第4項、第5項及び第6項)

(模範解答)

- ・ 履歴限定
- ・ 船橋当直限定
- ・ 機関当直限定
- ・ 機関限定
- ・ 能力限定

問 一級小型船舶操縦士試験を受けることができる年齢について述べて下さい。(則第98条第3号)

(模範解答)

- ・ (試験開始期日の前日までに) 17歳9月以上であること

問 特殊小型船舶操縦士試験を受けることができる年齢について述べて下さい。(則第98条第1号)

(模範解答)

- ・ (試験開始期日の前日までに) 15歳9月以上であること

問 一級海技士(通信)の海技免許を受けようとする者が修了していなければならない海技免許講習を2つ述べて下さい。(則第3条の2第1項)

(模範解答)

- ・ 救命講習
- ・ 消火講習

問 一級海技士(電子通信)の海技免許を受けようとする者が修了していなければならない海技免許講習を2つ述べて下さい。(則第3条の2第1項)

(模範解答)

- ・ 救命講習
- ・ 消火講習

問 海技免状を更新期間前に更新することができる場合を2つ述べて下さい。(則第9条の5の3第1項から第3項まで)

(模範解答)

- ・ 更新期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在している場合
- ・ 2つ以上の海技免状を受有する者であって、そのうちの1つの海技免状が更新期間内(有効期間が満了する日以前一年以内)のものである場合
- ・ 海技免状と小型船舶操縦免許証を受有する者であって、小型船舶操縦免許証が更新期間内(有効期間が満了する日以前一年以内)のものである場合

問 国土交通大臣が乗組み基準によらないことを許可できる事由を2つ述べて下さい。(則第63条)

(模範解答)

- ・ 船舶が特殊の構造又は装置を有していること
- ・ 航海の様相が特殊であること
- ・ 入渠し、又は修繕のため係留していること
- ・ 本邦以外の地を根拠地として専らその近傍において漁業に従事すること
- ・ 日本船舶を所有することができない者に貸し付けられた日本船舶に、(S T C W) 条約の締約国が発給した条約に適合する資格証明書を受有する者が乗り組むこととされていること
- ・ 乗組み基準において考慮された船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由

【船舶安全法】

凡例：「法」とは、船舶安全法をいう。

「則」とは、船舶安全法施行規則をいう。

問 船舶安全法施行規則第18条第2項第1号において、国際航海に従事する旅客船の第一種中間検査の時期は、一部の船舶を除き、検査基準日の三月前から検査基準日までの間と定められているが、ここでいう「検査基準日」とは何か述べよ。(則第18条第2項)

(模範解答)

- ・ 船舶検査証書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日

問 船舶安全法でいう旅客船とはどのような船舶か述べよ。(法第8条)

(模範解答)

- ・ 12人を超える旅客定員を有する船舶

問 航行区域の種類を全て述べよ。(法第9条、則第5条)

(模範解答)

- ・ 平水区域
- ・ 沿海区域
- ・ 近海区域
- ・ 遠洋区域

問 総トン数20トン以上の船舶について、最初の定期検査に合格した場合に交付される2つの書類を述べよ。(法第9条第1項、第10条の2)

(模範解答)

- ・ 船舶検査証書
- ・ 船舶検査手帳

問 小型船舶の所有者は、船舶検査済票を紛失した場合、船舶検査済票の再交付を受けることができるが、その際、管海官庁に提出する申請書は何か述べよ。(則第42条第2項)

(模範解答)

- ・ 船舶検査証書等再交付申請書

問 国土交通大臣の登録を受けた船級協会の検査を受け、船級の登録がなされた非旅客船について、船級協会の検査と管海官庁の検査の関係について述べよ。(法第8条)

(模範解答)

- ・ 国土交通大臣の登録を受けた船級協会の検査を受け、船級の登録がなされた非旅客船については、その船級を有する間、危険物船舶運送及び貯蔵規則第45条に規定する防災等の措置に関する検査を除き、船舶安全法第2条第1項各号に掲げる事項、満載喫水線及び無線電信等に関し特別検査以外の管海官庁の検査を受けこれに合格したものとみなされる。

問 原子力船及び高速船を除く国際航海に従事しない船舶が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となることにより定期検査を受けることができない場合、管海官庁は申請により、当該船舶検査証書の有効期間を延長することができるが、延長できる期間はいつからいつまでか述べてよ。(法第10条第2項、則第46条の2)

(模範解答)

- ・ 当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで

問 原子力船及び高速船を除く国際航海に従事する船舶が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港に向け航海中となることにより定期検査を受けることができない場合、管海官庁は申請により、当該船舶検査証書の有効期間を延長することができるが、延長できる期間はいつからいつまでか述べてよ。(法第10条第2項、則第46条の2)

(模範解答)

- ・ 当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月を超えない範囲内においてその指定する日まで